国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1375（2026.10.22）

令和８年熊本地震への対応（上）

―地震の概要、初動対応、支援状況等―

I　令和 8 年熊本地震の概要
　1　地震の概況
　2　被害状況
II　令和 8 年熊本地震における救難及び支援の状況
　1　初動対応
　2　被災者に対する生活支援等
　3　財政支援
　4　中小企業支援
　5　防犯活動
III　初動対応等で浮上した課題
　1　大型商業施設における災害対応・防災拠点の安全性
　2　支援物資の滞留
　3　災害ボランティアの受入れ・官民連携の在り方
　4　猛暑下の避難生活　（以上本号）
IV　令和 8 年熊本地震の影響と復旧・復興
復旧・復興に向けて　（以上 1376 号）

キーワード：令和 8 年熊本地震、初動対応、生活支援、猛暑下の避難生活

令和 8（2026）年 7 月 28 日に熊本県熊本地方を震源として発生したマグニチュード 7.1、最大震度 7 の地震により、38 名の皆様の尊い命が失われました。心から哀悼の意を表します。平成 28 年熊本地震等からの復興途上での罹災となり、いまだ多くの方々が避難生活を余儀なくされています。被災した皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、復旧・復興に尽力されている方々に敬意を表しその安全をお祈りいたします。

本編は、おおむね令和 8（2026）年 10 月 6 日時点の情報に基づき、この地震の概況や被害状況、復旧・復興作業の進捗状況等の情報とともに、この間に明らかになった様々な政策課題を項目別にまとめたものです（上下 2 分冊の形で刊行）。国政審議の参考資料として御活用いただくことができましたら幸いです。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

第１３７５号

Ⅰ　令和 8 年熊本地震の概要

1　地震の概況

(1) 地震の発生状況と規模

令和 8（2026）年[1]7 月 28 日 16 時 27 分、熊本県熊本地方の深さ 16km を震源とするマグニチュード 7.1 の地震（以下「本震」）が発生し、宇城市、氷川町で震度 7 を観測したほか、熊本市、八代市、宇土市、美里町、益城町、嘉島町で震度 6 強を、上天草市、合志市、大津町、西原村、御船町、芦北町で震度 6 弱を観測した[2]（図 1）。気象庁は、同日に、本震及び以降に発生した一連の地震活動について、「令和 8 年熊本地震」と命名した[3]。本震後も地震活動は活発な状態が続き、本震発生後発生した震度 1 以上の地震は、9 月 24 日 9 時の時点で累計 801 回（震度 5 以上は 5 回）を記録した[4]。

熊本地方では、平成 28（2016）年 4 月 14 日及び同月 16 日に最大震度 7 を記録した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「平成 28 年熊本地震」）が発生しており[5]、熊本市を始め多数の自治体がその発生から約 10 年後に再び被災した。

図 1　本震における熊本県熊本地方の震度の状況

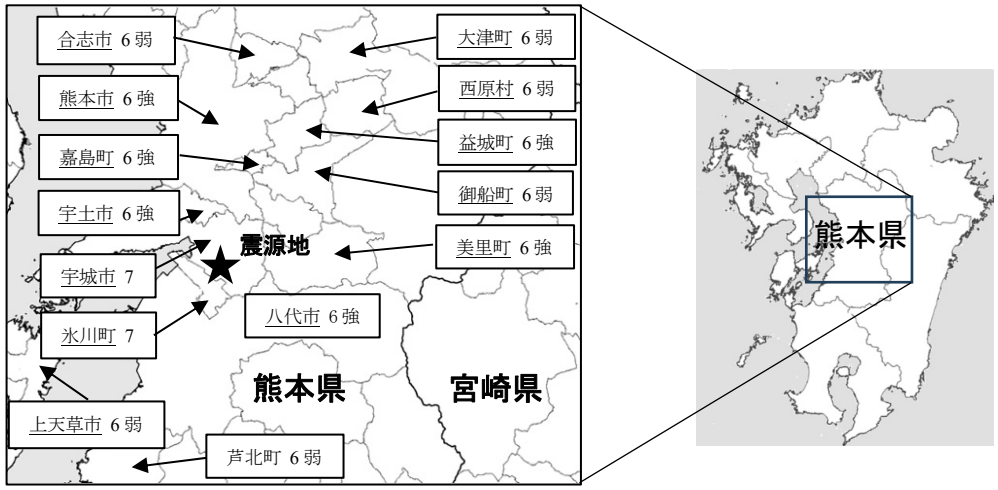

（注 1）震度は、内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.10.5, 12:00 現在による。
（注 2）震度 6 弱以上が観測された 14 市町村のうち芦北町以外の 13 市町村（図中市町村名に下線）は、平成 28（2016）年 4 月 16 日に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」の本震でも震度 6 弱以上を観測している。
（出典）内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.10.5, 12:00 現在, p.1. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20261005.pdf> 等を基に、国土地理院「地理院地図（白地図）」<https://maps.gsi.go.jp> を用いて筆者作成。

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和 8（2026）年 10 月 6 日である。
1 本稿に記載する日付の年が「令和 8 年」の場合、特に必要がない限り、「令和 8 年」を省略する。
2 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.10.5, 12:00 現在, p.1. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20261005.pdf>
3 気象庁地震火山部「令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃の熊本県熊本地方の地震について（第 2 報）」2026.7.28. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2607/28b/kaisetsu202607281915.pdf>
4 気象庁地震火山部「「令和 8 年熊本地震」について（第 12 報）」2026.9.24, p.2. <https://www.jma.go.jp/jma/press/2609/24a/kaisetsu202609241400.pdf> なお、震度 5 以上の 5 回は全て震度 5 弱で 8 月 1 日までに発生している。
5 平成 28 年熊本地震における被害の概要や支援の状況等についてまとめた資料として、国立国会図書館調査及び立法考査局「平成 28 年熊本地震への対応（上）―支援の状況、初動対応における課題―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』914 号, 2016.8.1. <https://doi.org/10.11501/10159406> を参照。

（2）令和 8 年熊本地震の原因等

令和 8 年熊本地震は直下型地震である。地震調査研究推進本部[6]地震調査委員会は、本震について、「発震機構は北北西－南南東方向に張力軸を持つ横ずれ断層[7]型で、地殻内で発生した地震」であり、地殻変動観測等から推定される震源断層は、長さ 30～40km 程度の横ずれを主とする北西傾斜の断層であるとしている。また、地震活動域付近には布田川断層帯・日奈久断層帯が存在し、震源断層の主たる部分は、日奈久断層帯北側の高野―白旗区間の一部及び中間部の日奈久区間の北東部に及んでいると考えられるとしている（図 2）。そして、日本の地球観測衛星である「だいち 2 号」等の観測データによると、日奈久断層帯の北西側で最大約 80cm の東向きの変動、最大約 1.5m の北向きの変動、最大約 60cm の沈降が見られるとしている[8]。

平成 28 年熊本地震は、主に日奈久断層帯の高野―白旗区間及び布田川断層帯北東部の布田川区間の活動による。地震調査委員会の委員長である小原一成防災科学技術研究所フェローは、令和 8 年熊本地震について、平成 28 年熊本地震で壊れなかった「割れ残り」と見られる日奈久断層帯の日奈久区間の一部が今回壊れ、まだ割れ残りがあるとしている。また、同断層帯南側の八代海区間も今回の一連の活動に含まれ、今後地震が起きる可能性は十分あるとしている[9]。

なお、南海トラフ地震との関係については、気象庁の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」は、8 月の定例会議後の記者会見で、「今回の熊本地震によって南海トラフ巨大地震が起きやすくなったとは評価していない」としている[10]。

図２　平成 28 年熊本地震及び令和 8 年熊本地震の状況並びに断層帯の概略

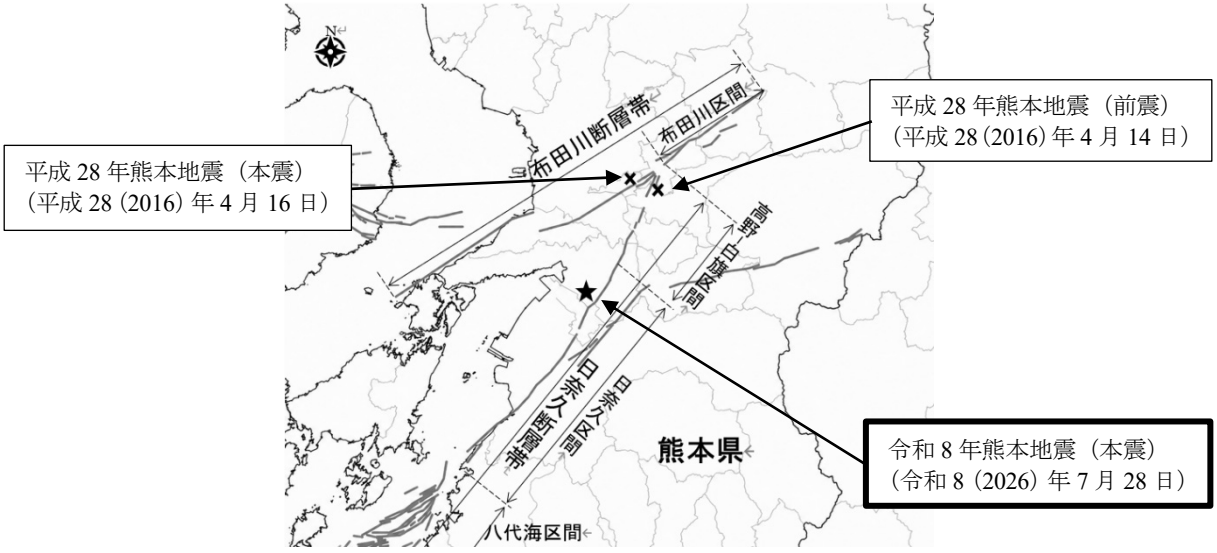

（出典）国土地理院「地理院地図（白地図）（全国の主要活断層帯（地震調査研究推進本部））」<https://maps.gsi.go.jp/#8/32.308027/131.210632/&base=blank&ls=blank%7Cactive_fault_jishinhonbu&disp=11&vs=c0g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f2&d=m/> 等を基に筆者作成。

---

6 阪神・淡路大震災の後、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を目的として、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づき設置された政府の特別の機関。

7 断層面を境にして両側のブロックが水平方向に動くときをいう（「正断層・逆断層・横ずれ断層」地震調査研究推進本部ウェブサイト <https://www.jishin.go.jp/resource/terms/tm_fault/>）。

8 地震調査研究推進本部地震調査委員会「令和 8 年熊本地震の評価」2026.8.12, pp.1, [16]. <https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2026/20260728_kumamoto_2.pdf>

9 「10 年前の「割れ残り」原因か　政府調査委、巨大地震の連鎖警戒」『日本経済新聞』2026.7.30.

10 「専門家が否定　熊本地震巡る SNS の“南海トラフ地震の前兆か”投稿」2026.8.7. 朝日新聞ウェブサイト <https://www.asahi.com/articles/ASV873QR3V87UTIL02GM.html>

2　被害状況

表 1 は、令和 8 年熊本地震による人的被害等を、震度 7 を記録した平成 28 年熊本地震及び令和 6 年能登半島地震（以下「能登半島地震」）と比較してまとめたものである。なお、本震発生後に津波注意報が発表されたが、津波は観測されず、住家の浸水被害は確認されていない。

表 1　令和 8 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震及び平成 28 年熊本地震の比較

	令和 8 年熊本地震	能登半島地震	平成 28 年熊本地震
地震の発生日・時刻	令和 8（2026）年 7 月 28 日 16 時 27 分	令和 6（2024）年 1 月 1 日 16 時 10 分	前震：平成 28（2016）年 4 月 14 日 21 時 26 分 本震：平成 28（2016）年 4 月 16 日 1 時 25 分
激甚災害指定政令の公布日	令和 8（2026）年 8 月 7 日	令和 6（2024）年 1 月 11 日	平成 28（2016）年 4 月 26 日
地震規模（マグニチュード）	7.1	7.6	6.5（前震）・7.3（本震）
震源の深さ	16km	16km	11km（前震）・ 12km（本震）
人的被害 （[ ]内は、うち災害関連死） （単位：人）	死者　38 [－] 負傷者　378	死者　758　行方不明 2 [530] 負傷者　1,407	死者　278 [228] 負傷者　2,811
住家被害 （単位：棟）	全壊　2,515 半壊　7,908 一部破損　61,880 家屋浸水　なし	全壊　6,537 半壊　23,708 一部破損　135,496 家屋浸水　25	全壊　8,667 半壊　34,717 一部破損　163,644 家屋浸水　270
非住家被害 （単位：棟）	―	公共建物　443 その他　40,893	公共建物　467 その他　12,731

（注 1）令和 8 年熊本地震における被害は、消防庁応急対策室の 10 月 5 日 12 時発表の資料及び熊本県が 10 月 6 日 14 時現在で発表した資料による。熊本県の住家被害にはほかに区分が確定していないもの 3,005 棟がある。なお、両資料に非住家被害の状況の記載はない。

（注 2）能登半島地震及び平成 28 年熊本地震における各被害は、消防庁による発表と石川県又は熊本県による発表を組み合わせて記載している。

（注 3）災害関連死は、消防庁及び各県の発表による。なお、令和 8 年熊本地震については、死者数に災害関連死の可能性のある死者 2 人が含まれる。また、平成 28 年熊本地震については、災害関連死に、熊本県の発表で「6 月 19 日から 6 月 25 日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数」5 人を含む。

（出典）消防庁応急対策室「熊本県熊本地方を震源とする地震（第 121 報）」2019.4.12; 熊本県危機管理防災課「平成 28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第 356 報】」2025.4.11; 消防庁応急対策室「令和 6 年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 123 報）」2026.3.31; 石川県「令和 6 年能登半島地震による人的・建物被害の状況について【第 233 報 令和 8 年 9 月 30 日 14 時 00 分現在】」; 消防庁応急対策室「令和 8 年熊本地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 66 報）」2026.10.5; 熊本県災害警戒本部「令和 8 年熊本地震に係る被害情報【第 61 報】」2026.10.6 等を基に筆者作成。

平成 28 年熊本地震の令和 7（2025）年 4 月 11 日現在の熊本県内の死者 275 人を市町村別に見ると、熊本市 90 人、益城町 45 人、南阿蘇村 31 人、阿蘇市 20 人などとなっている[11]。一方で、令和 8 年熊本地震の 10 月 6 日 14 時現在の死者 38 人を市町村別に見ると、八代市 20 人、嘉島町 7 人、氷川町 5 人、宇城市 3 人などとなっており[12]、前回より南側の市町で被害が多い傾向が見られる。

[11] 熊本県危機管理防災課「平成 28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第 356 報】」2025.4.11. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/277850.pdf>

[12] 熊本県災害警戒本部「令和 8 年熊本地震に係る被害情報【第 61 報】」2026.10.6. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/282238_901767_misc.pdf> なお八代市の 20 人には日本製紙八代工場の煙突倒壊事故による 9 人が含まれ、嘉島町の 7 人はイオンモール熊本の爆発事故によるものである。

Ⅱ　令和 8 年熊本地震における救難及び支援の状況

1　初動対応

(1) 政府

政府は、7 月 28 日 16 時 27 分の地震発生後、16 時 28 分に首相官邸の危機管理センターに「官邸対策室」を設置した。高市早苗内閣総理大臣は、①早急に被害状況を把握すること、②地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと、③国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うことを指示した。18 時 20 分に非常災害対策本部が設置され、19 時 45 分に同本部会議（第 1 回）が開催された。7 月 29 日に政府調査団が熊本県に派遣され、7 月 30 日に非常災害現地対策本部が設置された[13]。

政府は、8 月 7 日に令和 8 年熊本地震による災害を、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害に指定し、特別の財政援助等を講じている[14]。同日、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づく特定非常災害の指定も行われた[15]。

非常災害対策本部は、8 月 27 日、緊急対応策として、①生活の再建、②なりわいの再建、③災害復旧等の 3 つの柱で構成される「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を決定した[16]。8 月 31 日に同本部は廃止され、9 月 1 日に非常災害復旧復興本部が設置された[17]。

(2) 被災自治体

熊本県は、7 月 28 日 16 時 27 分の地震発生と同時に、災害対策本部を設置した[18]。同日 20 時に開催された第 1 回災害対策本部会議において、木村敬知事は、自衛隊、警察、消防などとの連携を密にした人命救助や安全確保、平成 28 年熊本地震等の過去の災害対応の経験を生かした被害状況等の迅速な把握を指示した[19]。また、同日、県下 9 市 10 町 1 村に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を決定した。救助実施市である熊本市も同法の適用を決定したことから、合計 10 市 10 町 1 村がその適用対象となった[20]。

熊本県は、8 月 10 日、住宅被災者に対して被災者生活再建支援金を支給できるよう、県全域を対象に被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の適用を決定した[21]。また、8 月 31 日、県は復旧・復興本部を設置した。木村知事は、その第 1 回会議において、10 月下旬に「復

---

13 内閣府　前掲注(2), pp.33-34.

14 令和 8 年政令第 259 号　援助の対象事業は順次追加された（令和 8 年政令第 264 号、令和 8 年政令第 298 号）。

15 令和 8 年政令第 260 号　被災者の権利利益の保全等のために、行政上の権利利益の満了日の延長等を行う。

16 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」2026.8.27. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/nariwai_honbun.pdf>

17 令和 8 年内閣府告示第 113 号; 「令和 8 年 9 月 1 日（火）定例閣議案件」2026.9.1. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2026/kakugi-2026090101.html>

18 同本部は、8 月 31 日 17 時に災害警戒本部に移行した（国土交通省九州地方整備局災害対策本部「熊本県を震源とする地震の対応状況（第 46 報）」2026.10.1, 17:00 現在, p.2. <https://www.qsr.mlit.go.jp/content/000003262.pdf>）。

19 防災推進課「第 1 回災害対策本部会議における知事からの指示事項」2026.7.28. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/315387.pdf>

20 内閣府政策統括官（防災担当）「令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について」2026.7.28. <https://www.bousai.go.jp/pdf/260728.pdf> 救助実施市は、その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市のこと（災害救助法第 2 条の 2）。

21 令和 8 年熊本県告示第 594 号の 2

旧・復興プラン」を策定する方針を示した[22]。

（3）自衛隊

地震発生から約 1 時間後の 7 月 28 日 17 時 30 分、木村知事は北熊本駐屯地に駐留する第 8 師団の師団長に対して災害派遣を要請した。自衛隊による人命救助活動が行われたのは、7 月 29 日からの 4 日間である。イオンモール熊本の爆発事故での人命救助活動には、人員約 170 名が投入された。日本製紙八代工場の煙突倒壊事故でも、人員約 110 名による人命救助・がれき撤去が実施された[23]。また、自衛隊のヘリ等で輸送された患者は、7 月 29 日からの 3 日間で約 90 名に上った[24]。加えて、海上自衛隊の艦艇、航空自衛隊の輸送機等による被災地への生活支援物資の輸送が行われ、また、計約 5,600 トンの給水支援や延べ約 23,980 人が利用した入浴支援などの生活支援が人命救助活動終了後も行われた[25]。自衛隊による災害派遣活動は、7 月 28 日から 9 月 13 日までの 48 日間にわたって実施された。派遣された人員は延べ約 192,200 人、航空機は延べ約 1,340 機、艦艇は延べ約 360 隻であった[26]。

（4）警察・消防

警察庁は、7 月 28 日 16 時 28 分に警備局長を長とする警察庁災害警備本部を設置し、18 時 20 分に警察庁長官を長とする非常災害警備本部へと改組した。同日 22 時までに九州地方及び中国地方の県警察[27]から警察災害派遣隊[28]の即応部隊として広域緊急援助隊が派遣された[29]。同日以降も各都道府県警察から警察災害派遣隊が派遣され（8 月 28 日時点で即応部隊は累計約 1,200 人、一般部隊は約 500 人）、熊本県警察（約 1,520 人）とともに災害対応に当たった[30]。救出救助活動の成果として、8 月 2 日までに 67 人が救助された[31]。

消防庁は、7 月 28 日 16 時 27 分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置し、16 時 28 分には震度 5 弱以上を観測した関係県等に対し適切な対応及び被害報告を要請した。緊急消防援助隊については、同日中に消防庁長官が各自治体に対して出動を指示し、5 県約 100 人規模の救急部隊が地元の救急体制を支援した。地元消防本部及び緊急消防援助隊により、7 月 30 日 12 時 00 分までに累計 98 人が救助され、620 人が救急搬送された[32]。

---

22 「【第 1 回】令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.8.31. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/5/278881.html>; 「「復興プラン」10 月策定」『熊本日日新聞』2026.9.1. 補記:本稿脱稿後の 10 月 8 日、県は、第 6 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議において復旧・復興プランの素案を示した。

23 防衛省「令和 8 年熊本地震に係る災害派遣について」2026.7.30. 統合幕僚監部ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/js/pdf/2026/p20260730_02.pdf>

24 防衛省「令和 8 年熊本地震に係る災害派遣について（最終報）」2026.9.13. 統合幕僚監部ウェブサイト <https://www.mod.go.jp/js/pdf/2026/p20260913_02.pdf>

25 同上

26 同上

27 福岡、大分、宮崎、鹿児島、佐賀、鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県警察

28 警察災害派遣隊は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣体制を拡充するため平成 24（2012）年度に設置された組織であり、即応部隊及び一般部隊によって構成される。都道府県警察ごとに編成され、活動に当たっては被災県警察の長の指揮下に入る。

29 警察庁非常災害警備本部「熊本を震源とする地震に伴う警察活動と被害状況（第 5 報）」2026.7.28, 22:00 現在. <https://www.npa.go.jp/bureau/security/biki/disaster12/saigai_jouhou2026072805.pdf>

30 警察庁「「令和 8 年熊本地震」に伴う警察活動について（発災から 1 か月間の取組）」2026.8.28. <https://www.npa.go.jp/bureau/security/biki/disaster12/katsudou_260828.pdf>

31 同上

32 消防庁災害対策本部「令和 8 年熊本地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 47 報）」2026.8.9, 10:00. <https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/7595b20c947c985d45f6a34374b5f9ef31efbf94.pdf>

２　被災者に対する生活支援等

（1）物資等の支援

発災後、国は、被災自治体（熊本県）からの具体的な要請を待たず、被災者の命と生活環境に不可欠な物資等を被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」[33]を実施した。自衛隊や関係省庁により、また物流事業者の協力も得ながら、食料、飲料、液体ミルク、おむつ、生理用品、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート等に加え、スポットクーラーや熱中症対策用品など猛暑下での避難生活に必要な物資の輸送が行われた[34]。在日米軍による支援物資の輸送も行われた[35]。その一方で、平成 28 年熊本地震と同様、集積拠点に届いた物資の保管・仕分け作業や、集積拠点から避難所等への配送が、人手や車両等の不足により滞り、被災者に物資が迅速に行き渡らないという課題が指摘された[36]（Ⅲ2 参照）。物資の支援に加え、自衛隊ほか関係省庁等による給水支援や入浴支援などの生活支援も行われた（1(3)参照）。防衛省が民間から借り上げている船舶で、八代港に停泊して入浴支援や宿泊支援の拠点として活用された「はくおうⅡ」では、船内における医療活動も実施された。これは、病院船推進法[37]に基づく災害時の船舶活用医療の運用が令和 8（2026）年 1 月に開始されてから初の事例である[38]。

（2）医療・福祉的支援

被災地へは様々な保健医療活動チームが派遣され、発災直後から支援が続けられた。その 1 つである災害派遣医療チーム（DMAT）[39]は最大時（8 月 3 日）で 185 チーム[40]が活動し、病院や避難所の支援等を行った[41]。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）[42]は最大時（8 月 4 日等）で 25 チーム[43]が活動し、精神科病院、避難所及び支援者の支援等を実施した[44]。一方、福

---

33 プッシュ型支援は、東日本大震災の経験を踏まえて行われた平成 24（2012）年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正（平成 24 年法律第 41 号）により制度化され（第 86 条の 16 第 2 項）、平成 28 年熊本地震以降複数回にわたって実施されてきた。8 月 27 日に決定された「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」において、「今後は…（中略）…被災地における物資の充足状況やニーズを踏まえて、プル型支援へと移行する。」とされた（令和 8 年熊本地震非常災害対策本部　前掲注(16), p.2.）。

34 内閣府　前掲注(2), pp.8, 36, 44-47; 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部　同上

35 8 月 9～11 日に C-130 輸送機が飲料水 87,360 本と食料 1,113.6kg を東京都の横田基地から熊本空港に隣接する高遊原分屯地へと輸送した。在日米軍司令部（USFJ）（@USFJ_J）2026.8.12 14:40 のポスト <https://x.com/USFJ_J/status/2087413855769256077>; 内閣府　同上, pp.49-50.

36 「［スキャナー］熊本地震 1 週間　プッシュ型支援　課題再び　体制強化でも　人手不足で輸送停滞」『読売新聞』2026.8.5; 「（2026 年熊本地震）山積み物資、進まぬ分配　人手・運送車両・集積施設、不足指摘」『朝日新聞』2026.8.6 ほか

37 正式名称は「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和 3 年法律第 79 号）で、令和 6（2024）年 6 月 1 日に施行された。

38 「災害時の船舶活用医療の運用を開始しました！」2026.1.7. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20260107.html>; 「初の「船舶診療」、薬の用意は医療チームで　熊本地震、ニーズに応じて熊本県薬と連携へ」2026.8.4. PHARMACY NEWSBREAK ウェブサイト <https://pnb.jiho.jp/article/250488>

39 災害時等に急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つ専門的な医療チーム。

40 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.8.3, 07:30 現在, p.51. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20260803.pdf>

41 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」（第 6 回令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議資料）2026.8.4, p.2. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_jishin_kaigi_6.pdf>

42 被災地で精神医療や精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

43 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.8.4, 07:30 現在, p.53. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20260804.pdf> 等。

44 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」前掲注(41), p.2.

祉活動を担う災害派遣福祉チーム（DWAT）[45]も最大時（8 月 19 日等）で 21 チーム[46]が活動し、高齢者等への生活上の相談支援、福祉ニーズに応じた避難所の環境整備等を行った[47]。8 月 12 日からは、被災した社会福祉施設に対する熊本県外からの介護職員等の派遣も開始された[48]。

（3）罹災（りさい）証明書の発行

罹災証明書は、被災者が各種の生活再建支援を受ける際に必要となる。9 月 30 日時点で熊本県内自治体に 8 万 1925 件の申請があり、7 万 2043 件（87.9%）の罹災証明書が交付された[49]。交付の迅速化に向けて、他自治体からの対口（たいこう）支援チーム（(5)参照）等の派遣が実施されている[50]。市町村が担う発行事務について、熊本県は「全体として順調」とみるが、被害が大きかった宇城市や八代市など県全体の交付率を下回る自治体もある。被災自治体からは、今後の災害での発行事務の円滑化を見据え、専門人材や業務支援システムの充実を求める声が上がっている[51]。

（4）災害弔慰金、被災者生活再建支援金、義援金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、一定規模以上の災害によって死亡した被災者の遺族に対し市町村から支給される[52]。また、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病を死亡原因とする「災害関連死」も災害弔慰金の支給対象となる。災害関連死については、市町村が医師や弁護士等の有識者による審査会を設置し、第三者の意見を聞くなどして認定を行う[53]。9 月 28 日、木村知事は、被災した市町村による合同審査会を県が支援、調整して 10 月に開催する考えを示している[54]。

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県から支給される。支給額は、住宅の被害程度及び再建方法に応じて、1 世帯当たり最大 300 万円である[55]。熊本県は、8 月 10 日、県全域に同法を適用することを決定した（1(2)参照）[56]。近年、住宅再建費は上昇しており、有識者からは、

---

45 災害時に避難所等で要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）に対する福祉支援を行うチーム。

46 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.8.20, 10:00 現在, p.68. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20260820.pdf> 等。

47 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」（第 12 回令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議・第 2 回令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する関係閣僚会議資料）2026.8.21, p.5. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_jishin_kaigi_12.pdf> 等。

48 内閣府　前掲注(2), p.73.

49 熊本県災害警戒本部「令和 8 年熊本地震に係る被害情報【第 60 報】」2026.10.2. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/282238_901766_misc.pdf>

50 「（2026 年熊本地震）自治体職員、全国から延べ 2 万人　ニーズにぴったり「対口支援」罹災証明担当」『朝日新聞』2026.9.9.

51 「2026 年熊本地震＝発生 2 カ月　罹災証明　交付 7 割　宇城、八代などに遅れ」『熊本日日新聞』2026.9.28.

52 その支給額は、生計維持者が死亡した場合は 500 万円、それ以外の者が死亡した場合は 250 万円である。また、同法に基づく支援制度として、重度の障害を受けた被災者に対する災害障害見舞金がある。

53 災害救助実務研究会編『災害弔慰金等関係法令通知集　平成 26 年版』第一法規, 2014, p.70.

54 「県内 8 市町　災害関連死 申請 16 人　相談 14 人 熊本市は非公表／合同審査会支援 来月にも開催へ　知事　令和 8 年熊本地震」『熊本日日新聞』2026.9.29.

55 全壊の場合で、基礎支援金として 100 万円（大規模半壊の場合は 50 万円、中規模半壊の場合はなし）、加算支援金として最大 200 万円（大規模半壊も同じ。中規模半壊は最大 100 万円）である。なお、支援金の支給には、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用することとされ、その 2 分の 1 に相当する額を国が補助する。

56 前掲注(21)

支援金の支給額は不十分で、特例給付などの柔軟な対応が必要との指摘もある[57]。

熊本県のほか日本赤十字社熊本県支部及び熊本県共同募金会が義援金を受け付けており、9 月 17 日時点で約 208 億円が寄せられた。熊本県は、義援金の第一次配分として、40 市町村に 66 億 2510 万円配分することを発表した[58]。

（5）自治体間の協力

大規模災害時においては、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、他の自治体から応援職員が派遣される[59]。9 月 9 日時点で、①被災した市町の災害マネジメントの支援を行う総括支援チームとして、熊本県内 7 市町に対し 7 都県市から延べ 775 人が、②短期間に多くの人員が必要となる災害対応業務へのマンパワー支援を行う対口支援チームとして[60]、熊本県内 8 市町に対し 65 都道府県市から延べ 28,012 人が派遣された[61]。対口支援チームの派遣の実態としては、2～10 人（場合によっては 20～40 人）程度が班を構成し、4～10 日にわたって派遣され、派遣期間が終了すると、次の班が交代で派遣される場合が多い。また、活動内容は、リエゾン（連絡要員）のほか、避難所運営支援、住家被害認定調査、罹災証明書発行業務等となっている[62]。

3　財政支援

（1）初期対応

財政支援に関連する政府の主な取組を表 2 に示す[63]。

政府は、8 月 4 日に、令和 8 年度一般会計予備費から、242 億円[64]を令和 8 年熊本地震に係る対応のために使用することを閣議決定した。プッシュ型の物資支援 24 億円、都道府県等の行う救助業務への支援 12 億円、応急復旧を含めた災害復旧 206 億円で構成される[65]。

また、8 月 28 日には、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」を実行に移すた

---

57 濵田絵美熊本大学准教授による指摘。「2026 年熊本地震＝被災者生活再建支援金　物価上昇も 20 年超据え置き　識者「増額には財源課題」」『熊本日日新聞』2026.9.23. なお、八代市からは、中規模半壊世帯への支給額の増額の要望があった。熊本県八代市「令和 8 年熊本地震に関する 緊急要望書」2026.8. <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326975/3_26975_up_0lmuue51.pdf>

58 配分委員会は、配分基準額を死亡者 100 万円、重傷者 10 万円、全壊世帯 100 万円、大規模半壊世帯 75 万円、中規模半壊世帯 50 万円、半壊世帯 30 万円、準半壊世帯 10 万円、一部損壊世帯 5 万円に決定した。「令和 8 年熊本地震義援金の第 1 次配分について」2026.10.5 更新. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/281576.html>; 「義援金 40 市町村に 66 億円 1 次配分」『熊本日日新聞』2026.9.30.

59 応急対策職員派遣制度は、東日本大震災での経験のほか、平成 28 年熊本地震において被災市区町村の災害対応業務のマネジメントを支援する体制が課題となったことや、後述する対口支援が効果を上げたこと等を踏まえ、総務省が全国知事会等と連携して平成 30（2018）年に構築した。伊藤哲也「知っておきたい応急対策職員派遣制度」森民夫編『首長たちの戦いに学ぶ 災害緊急対応 100 日の知恵』ぎょうせい, 2025, p.280.

60 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（対口支援団体）を決定し、対口支援団体が自ら完結して応援職員を派遣する「対口支援方式（カウンターパート方式）」が採用されている。都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）は一体的に応援職員を派遣することとされる。「応急対策職員派遣制度に関する要綱」p.2. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/001064567.pdf>

61 総務省「令和 8 年熊本地震に関する被害状況等について（第 56 報）」2026.9.9, 11:30 現在, pp.2-3. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001091414.pdf>

62 派遣元都道府県市のウェブサイト掲載情報等に基づく。

63 このほか、林芳正総務大臣（当時）は、木村知事の要望を受け、収益金の一部が被災地支援に充てられる宝くじの発売に向け、発売主体の都道府県や指定都市に働きかける考えを明らかにした。「熊本被災地支援の宝くじ発売検討　林総務相、知事と会談」『日本経済新聞』2026.8.17.

64 本節では、金額を億円単位で四捨五入して表記する。

65 「令和 8 年度一般会計予備費使用」（令和 8 年 8 月 4 日閣議決定）財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/r80804kakugikettei.pdf>

め、1478 億円の予備費の使用を閣議決定した。このうち 1468 億円が令和 8 年度一般会計予備費であり、避難生活環境の改善、住まいの確保、災害廃棄物の処理等に充てられる。残り 10 億円はエネルギー対策特別会計に計上されているエネルギー需給勘定予備費である[66]。一般会計予備費の使用に伴い令和 8 年度に生じる地方負担額については、地方債の充当率の拡充、その元利償還金への地方交付税による措置等が予定されている[67]。

熊本県及び同県内 10 市 9 町 1 村に対しては、普通交付税の定例交付分の一部が繰り上げて交付されることが、7 月 31 日及び 8 月 31 日に決定された[68]。

表２　財政支援に関連する主な動き

7 月 31 日	普通交付税（9 月定例交付分）の繰上げ交付決定　616 億円
8 月　4 日	令和 8 年度予備費から 242 億円の使用を閣議決定
8 月 28 日	令和 8 年度予備費から 1478 億円の使用を閣議決定
8 月 31 日	普通交付税（11 月定例交付分）の繰上げ交付決定　616 億円

（出典）財務省発表資料及び総務省発表資料を基に筆者作成。

（2）今後の動向

「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」では、平成 28 年熊本地震において設置された基金に対する措置[69]を踏まえた検討を行うこととされている。これを受け、藤井比早之総務大臣は、10 月 1 日、熊本県が設置する復興基金に財政措置を講ずる旨を表明した[70]。

４　中小企業支援

熊本県の推計によれば、商工業関連の被害額 1559 億円のうち、中小企業被害額は 1339 億円であり、86%を占める[71]。激甚災害指定を受けた地域を含む被災地の中小企業に対し、表 3 のような支援が行われている。経済産業省は、約 146 億円の支援パッケージにおいて、中小企業の施設・設備復旧支援や商店街の再建支援などを盛り込んでいる[72]。また、熊本県は復旧のための補正予算による産業復興支援において、中小企業の資金繰り支援に約 74 億円を計上した[73]。

---

66 「令和 8 年度一般会計予備費使用」（令和 8 年 8 月 28 日閣議決定）財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/r80828-1kakugikettei.pdf>; 「令和 8 年度特別会計予備費使用」（令和 8 年 8 月 28 日閣議決定）同 <https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/r80828-2kakugikettei.pdf>

67 総務省自治財政局財政課・総務省自治財政局地方債課「令和 8 年度一般会計予備費の使用に伴う地方負担への対応等について」2026.8.28. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001089599.pdf>

68 総務省「令和 8 年熊本地震に係る普通交付税（9 月定例交付分）の繰上げ交付」2026.7.31. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001084767.pdf>; 同「令和 8 年熊本地震に係る普通交付税（11 月定例交付分）の繰上げ交付」2026.8.31. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001089330.pdf>

69 熊本県が設置した「平成 28 年熊本地震復興基金」に対し、政府が特別交付税 510 億円を措置したものである。

70 「復興基金「国が財政措置」総務相　既存の支援策外に対応」『熊本日日新聞』2026.10.2.

71 「各部報告資料　【商工労働部】」（令和 8 年熊本地震に係る第 22 回政府非常災害現地対策本部会議、第 29 回熊本県災害対策本部会議）2026.8.31, p.[20]. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/318139.pdf>

72 「令和 8 年熊本地震で被災した事業者等への支援パッケージ（経済産業省関連）」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pdf/kumamoto_package.pdf>

73 「令和 8 年 8 月補正（知事専決）予算の概要」熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/275658_862329_misc.pdf>

表３　中小企業を対象とした主な支援策

実施機関	主な支援策
経済産業省 中小企業庁	・被災中小企業等の施設・設備復旧支援：施設・設備の復旧に取り組む被災中堅企業・中小企業・小規模事業者に対し、復旧に係る費用を補助 ・被災商店街等再建支援事業：商店街等のアーケードの撤去・改修、街路灯等の設備改修等を補助 ・小規模事業者持続化補助金：小規模事業者等が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を策定して実施する、事業再建の取組等に要する経費の一部を補助
日本政策金融公庫	・災害復旧貸付：災害復旧のための設備資金及び長期運転資金の貸付【熊本県内の全市町村】。特に著しい被害を受けた地域の中小企業等を対象として金利引下げ【八代市、宇城市、御船町、嘉島町、氷川町】
信用保証協会	・セーフティネット保証 4 号：地震の影響で売上高等が減少している中小企業・小規模事業者に対し、通常の保証と別枠で融資額の全額を保証【熊本県内の全市町村、鹿児島県内の 19 市町村】 ・中小企業信用保険の特例措置：激甚災害指定を受けた地域の中小企業が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠で、借入債務の全額を保証【八代市、宇城市、御船町、嘉島町、氷川町】
中小企業基盤整備機構	・仮設施設整備支援事業：被災企業が入居する店舗等の仮設施設整備を行う県内自治体への助成 ・復興支援アドバイザー派遣：復旧・復興に向けた事業計画の作成や事業運営等に係る助言を行うため、経営経験者、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣
熊本県	・地震の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する融資（金融円滑化特別資金、金融円滑化特別資金（セーフティーネット保証対応枠）、小規模事業者おうえん資金）

*【】内は対象地域。

（出典）中小企業庁「中小企業者等向け支援策ガイドブック　ver.3」2026.9.18, pp.6-14. <https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/r8_kumamoto_jishin/dl/guidebook.pdf>;「令和 8 年熊本地震で被災した事業者等への支援パッケージ（経済産業省関連）」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pdf/kumamoto_package.pdf>;「令和 8 年熊本地震の影響を受ける中小企業者の皆様へ」熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/318969.pdf> 等を基に筆者作成。

５　防犯活動

被災地では、空き巣の被害や被災者の不安に乗じた不審な工事業者の訪問が相次ぎ[74]、また、過去の災害時の例から避難所における性暴力の防止等が求められている[75]。現地では、様々な主体が防犯活動に従事している。警察災害派遣隊の一般部隊として特別自動車警ら部隊が組織され、被災地の治安維持、防犯パトロール等の活動が行われた[76]。機動隊・パトカーによる被災地の警戒・警ら、避難所等における相談対応・防犯指導、震災に便乗した犯罪等の被害防止広報[77]等の防犯活動も行われた[78]。また、能登半島地震対応時の先行事例を踏まえて約 950 台の防犯カメラを設置する計画も報じられた[79]。

Ⅲ　初動対応等で浮上した課題

１　大型商業施設における災害対応・防災拠点の安全性

地震発生から約 1 時間 20 分後の 17 時 50 分頃、熊本県嘉島町の大型商業施設「イオンモー

74 被災者を狙った犯罪は災害の度に起きており、令和 8 年熊本地震でも、災害に乗じた犯罪の発生や悪質商法の事案が報告されている。「熊本地震　被災地　空き巣相次ぐ　警戒強化　不審な訪問も」『読売新聞』（西部本社版）2026.8.13;「家屋修理　被災者標的、悪質商法　熊本県が注意喚起」『毎日新聞』2026.8.18.

75 「性暴力防止へ　避難所の環境づくりを」『朝日新聞』2026.8.8.

76 「九州 5 県警、被災地の治安守る　「特別自動車警ら部隊」出動」『朝日新聞』（熊本版）2026.8.1.

77 「地域安全ニュース（震災に便乗した悪質事犯に注意！）」2026.8.17 更新. 熊本県警察ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/276844.html>

78 警察庁　前掲注(30)

79 「熊本地震被災地に防犯カメラ 950 台　県警、家屋侵入や窃盗防ぐ」『日本経済新聞』2026.8.24.

ル熊本」で爆発事故が発生し、施設内の専門店の従業員 7 名が死亡した[80]。

地震発生時、施設には来店客や従業員合わせて 4 千を超える人がいたとされるが、従業員が来店客を屋外に誘導して約 30 分で避難を完了させた。その後、従業員らから、車の鍵や携帯電話等の貴重品の回収、レジ締め等のために再入館の要望が寄せられたという[81]。イオン株式会社（以下「イオン」）のマニュアルでは、避難後は安全確認を終えるまで施設内に戻らないよう定められていたが[82]、イオンは、個別に再入館を認めた事実があったと説明しており、再入館した際に爆発に巻き込まれたと見られている。

再入館をめぐっては、避難後の私物の回収要望や帰宅困難者等への具体的な対応を想定していなかったマニュアルの不備が指摘されている[83]。イオンは、人的被害発生の原因解明や再発防止策の検討のため、外部専門家から成る事故調査委員会を 8 月 20 日に発足させた[84]。

経済産業省は 8 月 5 日、爆発の原因は特定されていないものの、ガス供給事業者の報告によれば、地震により建物内の液化石油ガス（LP ガス）配管が損傷してガス漏れが起こり、滞留したガスに着火した可能性があると発表した[85]。経済産業省から委託を受けた高圧ガス保安協会が事故調査委員会を設置し、詳しい原因の究明や再発防止策の検討を進めている[86]。

事故を受けて、経済産業省は、日本ショッピングセンター協会や日本百貨店協会等に対して、災害時のマニュアルを必要に応じて見直すよう要請したほか、ガス業界団体に対して、商業施設や病院等におけるガス漏れ警報器の追加設置を要請した[87]。

事故現場となったイオンモール熊本は、災害時における避難場所の提供等を内容とする防災協定を地元自治体（嘉島町）と締結しており[88]、平成 28 年熊本地震では、駐車場を車中泊のために開放し簡易トイレを設置するなどの実績がある[89]。このように、近年、災害に備えて自治体が民間と協力し、施設や敷地を確保する動きが進んでいる[90]。今回の爆発事故を受け、民間と防災協定を締結する各地の自治体は、安全確保について対策の見直しを迫られることになるとの

---

80 イオン株式会社「イオンモール熊本の爆発事故について（第 3 報）」2026.8.2. <https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/important/pdf/2026/08/260802R_3_1.pdf>; 「（2026 年熊本地震）「再入館認めた」イオン謝罪　遺族に説明　補償「早期に対応」」『朝日新聞』2026.8.13.

81 イオン株式会社「イオンモール熊本の爆発事故について（第 5 報）避難後の再入館について」2026.8.11. <https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/important/pdf/2026/08/260811R_1_1.pdf>; 「（2026 年熊本地震）「再入館認めた」イオン謝罪　遺族に説明　補償「早期に対応」」同上; 「イオン爆発「避難後」死角　マニュアル不備で再入館許す」『産経新聞』2026.8.27.

82 「イオン爆発「避難後」死角　マニュアル不備で再入館許す」同上; 「熊本地震その時企業は（1）小売り、避難後の対策精査」『日本経済新聞』2026.9.20.

83 イオン株式会社　前掲注(81)

84 イオン株式会社「イオンモール熊本の爆発事故について（第 6 報）事故調査委員会発足のお知らせ」2026.8.20. <https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/important/pdf/2026/08/260820R_1_1.pdf>

85 「[LP ガス]熊本県内で発生した爆発事故（死者 7 名、軽症者 5 名）について事業者から報告がありました」2026.8.5. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/press/2026/08/20260805001.html>

86 「イオン爆発、ガス漏れなぜ　事故調が始動」『朝日新聞』2026.9.4; 「令和 8 年熊本地震に伴う大型商業施設における爆発事故調査委員会の設置について」2026.9.3. 高圧ガス保安協会ウェブサイト <https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/hpg/accident/2026/20260903jiko00.pdf>

87 「［スキャナー］イオン熊本爆発　被災施設　安全確認に課題　再入館　マニュアル浸透せず」『読売新聞』2026.8.24; 経済産業省「令和 8 年熊本地震の発生を受けた対応について（要請）」2026.9.11. <https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2026/09/20260911gas.html>

88 『DIAMOND CITY CSR レポート 2007』p.31. イオンモールウェブサイト <https://www.aeonmall.com/img/old/sustainability/assets/img/pdf/download/2007_dc/report2007.pdf> 同施設は平成 17（2005）年に「ダイヤモンドシティ・クレア」として開業し、2 年後に「イオンモール熊本クレア」へ、その 4 年後に「イオンモール熊本」へ改称した。

89 『イオンモール CSR レポート 2017』p.18. イオンモールウェブサイト <https://www.aeonmall.com/img/old/sustainability/assets/img/pdf/download/2017/csr_report_2017.pdf>

90 「防災拠点　一時避難・物資集配に活用（きょうのことば）」『日本経済新聞』2026.7.30.

見方がある[91]。災害時に物資供給や避難場所としての機能を担う民間施設の安全性を確保するため、行政による支援が必要との指摘もある[92]。

２　支援物資の滞留

Ⅱ2（1）で述べた国のプッシュ型支援により、8 月 25 日までに飲料約 139 万本、主食約 59 万食、エアコン・クーラー1,075 台が到着した[93]。しかしながら、物資拠点から避難所までの輸送が滞り、被災者に物資が届かない事例が相次いだ。その原因として、行政の人手、車両等の不足や、物資の保管・管理場所の不足が挙げられている[94]。また、内閣府が令和 7（2025）年 4 月から運用を開始した物資の調達・輸送管理システム「B-PLo」[95]も、自治体職員の習熟度不足や使いづらさから、十分に活用されなかった[96]。一方、八代市では宅配業者等との連携により、物資の仕分けや在庫管理効率化が図られた[97]。

３　災害ボランティアの受入れ・官民連携の在り方

一般ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターは、8 月 4 日までに熊本市、宇城市等の 11 市町で開設され[98]、10 月 6 日までに延べ約 3 万 6000 人のボランティアが派遣された[99]。熊本県、県社会福祉協議会、NPO 等は、災害中間支援組織「くまもと災害ボランティア団体ネットワーク」（以下「KVOAD」）主催の「火の国会議」で、避難所、在宅避難者、保健医療福祉等の情報を共有した[100]。

御船町や宇城市のボランティアセンターでは、平成 28 年熊本地震の経験を生かし、早期に活動を開始した[101]。KVOAD の樋口務代表理事も、平時から顔の見える関係を築いた結果、支援・復旧が 10 年前の約 2 倍の速度で進んでいると評価している[102]。一方、施設や職員の被災により、センターの場所・人員の確保や被災者のニーズ把握に時間を要した地域もあり、受入体制

---

91 中東壮史「「防災拠点」イオンモール熊本の爆発事故、問われる被災後の安全確保策」『日経クロステック』2026.9.4; 「「防災拠点」モール爆発　イオン、141 自治体と協定　備え見直し急務」『日本経済新聞』2026.7.30.

92 「熊本地震　見えた課題　街の機能守る防災へ　名古屋大名誉教授　福和伸夫氏（複眼）」『日本経済新聞』2026.8.31; 「「安全対策　国は支援を」　イオンと連携　全国 858 自治体」『東京新聞』2026.8.9.

93 そのほか、8 月 25 日までに液体ミルク約 6,600 本、おむつ約 106,000 枚、生理用品約 46,000 枚、段ボールベッド 5,500 個が到着している。内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.8.25, 10:00 現在, p.37. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20260825.pdf>

94 「［スキャナー］熊本地震 1 週間　プッシュ型支援　課題再び　体制強化でも　人手不足で輸送停滞」前掲注(36); 「この人に聞く・2026 熊本地震＝宇城市長　末松直洋さん　住まいの確保　最優先に」『熊本日日新聞』2026.8.14.

95 「新物資システム（B-PLo）の概要」内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/push_sistem.pdf> なお、B-PLo は令和 2（2020）年度に運用を開始した物資調達・輸送調整等支援システムを改修したシステムである。

96 「［スキャナー］熊本地震 1 週間　プッシュ型支援　課題再び　体制強化でも　人手不足で輸送停滞」前掲注(36); 「［検証熊本地震　10 年前の教訓］（上）雑魚寝　避難所パンク　物資も直前「目詰まり」その 2」『読売新聞』2026.8.28.

97 「宅配のノウハウ、支援物資つなぐ　ヤマトが在庫管理」『朝日新聞』2026.8.21.

98 内閣府　前掲注(2), pp.36, 88.

99 「令和 8 年熊本地震　　災害ボランティアセンター活動実績一覧（R8.10 月）」（令和 8 年 10 月 6 日 10 時現在）熊本県社会福祉協議会ウェブサイト <https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/files/libs/8772/20261006095622718.pdf>

100 「「火の国会議」地震後 15 回　被災地支援「漏れなく」　民間、行政　課題を共有」『熊本日日新聞』2026.8.16. 火の国会議は平成 28 年熊本地震発災直後に開始された。平成 28（2016）年 10 月に KVOAD が設立され、平時にも月 1 回会議を開き団体間の関係性を構築してきた。

101 「〔熊本地震〕熊本地震　2 週間　ボランティア、本格始動　受け入れ態勢に地域差も」『毎日新聞』2026.8.11; 「ボラセン円滑　教訓生きる　御船町　団体と連携　支援手際良く」『熊本日日新聞』2026.8.17.

102 「「火の国会議」地震後 15 回　被災地支援「漏れなく」　民間、行政　課題を共有」前掲注(100)

には自治体間で差が見られた[103]。また、二次被害を防ぐための現場確認に時間を要し、ボランティアの現地派遣が滞ったとの指摘もある[104]。この点について、有識者は、地域ネットワーク等を発災直後から災害対応に転換できるよう、被災自治体が支援を受ける仕組みを平時から整える重要性を指摘している[105]。

4　猛暑下の避難生活

(1) 猛暑下の避難生活と避難所の生活環境

避難所については、ピーク時（7 月 30 日）には 415 か所開設され、避難所における避難者は 10,467 人に達した[106]。発災当初の避難所では、避難者が多数詰めかけ過密状況となったこと[107]に加え、仮設トイレの衛生面の悪化、食事の偏り、簡易ベッドの不足による雑魚寝、プライバシー確保の難しさなど、過去の災害でも指摘された生活環境の課題が残った[108]。

今回の地震では、連日の猛暑の中の避難となり、冷房設備の確保が大きな課題となった。当初、開設された避難所の中には、設備が元々ないケースや、あっても停電等で使えないケースがあり、避難者の熱中症等への懸念が高まった[109]。特に、避難所に指定される公立小中学校の体育館等について、熊本県では冷房設置率（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）が約 20%にとどまることが指摘された[110]。

こうした状況に対し、政府は、プッシュ型支援により、被災翌日の 7 月 29 日に航空自衛隊機で簡易型クーラー約 300 台を空輸するなど 8 月 25 日までにエアコン・クーラー1,075 台を被災地に届けた[111]。また、文部科学省は、7 月 29 日、空調設備のある普通教室を避難所として活用するよう関係都道府県教育委員会等に通知した[112]。

---

103 「〔熊本地震〕熊本地震　2 週間　ボランティア、本格始動　受け入れ態勢に地域差も」前掲注(101); 「ボランティア受け入れ準備　県南地域　センター開設難航　令和 8 年熊本地震」『熊本日日新聞』2026.8.3.

104 「（2026 年熊本地震）発生 3 週間　追いつかない、ボランティア」『朝日新聞』2026.8.18.

105 「平時からの災害対応　石川淳哉－助けあいジャパン　共同代表理事」『日本経済新聞』2026.9.25.

106 「令和 8 年熊本地震に係る第 5 回災害対策本部会議」2026.7.30. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/315599.pdf> なお、平成 28 年熊本地震では、ピーク時に熊本県民の 1 割に当たる 18 万 3882 人が避難所に避難した。国立国会図書館調査及び立法考査局　前掲注(5), p.11.

107 「避難所　限界　暑さ、トイレ、定員オーバー」『東京新聞』2026.8.4; 「［検証熊本地震　10 年前の教訓］（上）雑魚寝　避難所パンク　物資も直前「目詰まり」その 2」前掲注(96)

108 「熊本、断水でトイレ使えず　体調不良リスク高まる」『日本経済新聞』2026.8.3; 「食事に偏り　体調悪化懸念　宇城市の避難所」『熊本日日新聞』2026.8.8; 「（2026 年熊本地震）避難所の食事、猛暑に苦慮　食中毒リスク避け「傷まないメニュー」に」『朝日新聞』2026.9.12; 「【令和 8 年熊本地震 1 カ月】避難所　課題なお　被災自治体　対応力に限界」『産経新聞』2026.8.30.

109 「［スキャナー］熊本地震　真夏の避難　対策は途上　停電・断水　冷房ない避難所　体調不良訴え相次ぐ」『読売新聞』2026.7.31; 「〔クローズアップ〕熊本地震　酷暑「体調急変注意を」　避難所運営、10 年前を応用」『毎日新聞』2026.7.31.

110 「公立学校施設の体育館等の空調（冷房）設備の設置状況について」2026.7.30, p.4. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260730-mxt_sisetujo-000051298_01.pdf>; 「避難体育館、冷房なし 8 割　熊本の小中、熱中症の恐れ　識者「広域連携も選択肢」」『日本経済新聞』2026.7.31. なお、国は、避難所等となる公立小中学校の体育館等について、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に掲げる空調設備の設置率 100%の達成目標を、令和 17（2035）年度中から令和 13（2031）年度中へ前倒しする方針を示した。「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html>

111 「被災翌日クーラー300 台　防衛省、プッシュ型支援」『共同通信』2026.8.3; 内閣府　前掲注(93), pp.37, 45.

112 「令和 8 年熊本地震における避難所としての普通教室等の活用について（通知）」（令和 8 年 7 月 29 日 8 文科施第 351 号）文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260729-ope_dev03-000051305_1.pdf>

（2）車中泊等を行う避難者への対応

今回の地震では、当初、余震への恐れに加えて、厳しい暑さを避けるため、車中泊を選ぶ被災者も多く見られた[113]。真夏の車中泊は、平成 28 年熊本地震で見られたエコノミークラス症候群（深部静脈血栓症／肺塞栓症）[114]に加え、猛暑による熱中症が懸念された[115]。また、車中泊など避難所外の避難者は、行政による把握や生活再建から取り残される懸念もある[116]。

車中泊避難に関して、国や自治体は、平成 28 年熊本地震や、能登半島地震等の課題を踏まえ、支援体制を事前に整備していた[117]。熊本県は、国の防災基本計画の修正（令和 6（2024）年 6 月）を踏まえ、令和 7（2025）年度の県地域防災計画（令和 7 年度修正）において、県及び市町村は、あらかじめ車中泊避難を行うためのスペースを設置するなどの車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めること等を追記した[118]。また、熊本市は、令和 8（2026）年 4 月に車中泊避難を支援するためのガイドラインとマニュアルを策定し、車中泊避難場所の確保と避難者の把握、健康管理等を含めた対応を整理していた[119]。

発災後、熊本市は 7 月 28 日から 8 月 9 日まで車中泊避難場所（計 300 台分）を開設し、延べ 117 台・124 人を受け入れた[120]。ただし、今回開設された場所は被害が集中した場所から離れており、最大時でも約 70 台で利用は低調であったとされる[121]。民間団体の調査では、同じ公園等に長期避難してコミュニティ化が進んだ平成 28 年熊本地震と比べて、今回は車中泊の避難先が分散している上、損壊した自宅に戻る人もおり、実態把握や支援が難しいとの見方が示された[122]。

熊本県は、被災地で車中泊を含む在宅避難者の人数等を調査していたが、対象自治体の整理の基準にばらつきがあり、統一的な統計は現時点では困難として集計を見送った。県は、今後、被災者情報を一元化した台帳を各自治体に整備してもらい情報把握を目指すとしている[123]。

（3）避難生活と健康状態の悪化

被災地が猛暑や断水に見舞われる中、避難所では高齢者を中心に熱中症や脱水症状が疑われ

---

113 「熊本地震　車中泊　危険な暑さ　「10 年前と違う　しんどい」」『読売新聞』2026.8.3.

114 長時間の飛行機旅行や車中泊をするなど、長時間足を動かさずに同じ姿勢でいることで、足の深部にある静脈に血の固まり（深部静脈血栓）ができ、この血の固まりの一部が血流に乗って肺に流れ、肺の血管を閉塞してしまう（肺塞栓）ことにより、生命の危険を生じる可能性がある病気。

115 「被災者、過酷な車中泊　関連死回避、喫緊の課題」『日本経済新聞』2026.8.5; 「［検証熊本地震　10 年前の教訓］（上）真夏の「車中泊」見守り　その 1」『読売新聞』2026.8.28.

116 「〔クローズアップ〕熊本地震　夏の車中泊、命どう守る」『毎日新聞』2026.8.1; 「この人に聞く・2026 熊本地震＝一般社団法人「minori」代表 高木聡史さん　車中避難 実態把握に本腰を」『熊本日日新聞』2026.9.7.

117 災害対策基本法第 86 条の 7 第 1 項は、自治体に対して、避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握した上で、必要な生活関連物資の配布、保健医療・福祉サービスの提供、情報の提供その他生活環境の整備に必要な措置を講ずる努力義務を定めている。

118 「熊本県地域防災計画修正 新旧対照表 令和 7 年 5 月 16 日修正」p.14. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/237194_681306_misc.pdf>

119 「車中泊避難を支援するためのガイドライン及びマニュアルを策定しました」2026.4.2. 熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00370044/index.html>

120 「令和 8 年（2026 年）8 月 10 日　臨時市長記者会見」熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/sicho/kiji00372414/index.html>

121 「熊本地震　車中泊指定地　利用低迷　被災者の生活圏外に設定」『産経新聞』2026.8.4; 「車中泊避難、支援に限界＝把握困難、専用駐車場も低調―熊本地震」『iJAMP 記事』2026.8.10. なお、熊本市は、車中泊避難者の状況を把握するため新たにデジタルシステムの導入を進めていたが、今回の地震には運用が間に合わなかったとされる。「被災者、過酷な車中泊　関連死回避、喫緊の課題」前掲注(115)

122 「この人に聞く・2026 熊本地震＝一般社団法人「minori」代表 高木聡史さん　車中避難 実態把握に本腰を」前掲注(116)

123 「在宅避難者集計　熊本県が見送り　基準ばらつき」『読売新聞』（西部本社版）2026.8.30.

る避難者が相次いだほか、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染者も確認された。また、冷房設備が十分でない避難所を避けて車中泊を選択する被災者も多い中で、車中泊避難中のガソリン切れによるエアコン停止状態での、熱中症の発症を死因とする災害関連死が疑われる事例が発生した。被災者には、熱中症や感染症に加え、エコノミークラス症候群の発症も懸念された[124]。これに対し、保健師等チーム[125]等による避難所の巡回・避難者の健康管理及び在宅避難者への戸別訪問、熱中症やエコノミークラス症候群の対策に関するリーフレットの配布、災害時感染制御支援チーム（DICT）[126]による感染症対策の指導等が行われた[127]。また、被災者の心のケアも課題となり、DPAT（Ⅱ2(2)参照）等が対応に当たった[128]。今後は、避難生活の長期化に伴い生活不活発病[129]のリスクが高まる[130]。

（4）福祉避難所

高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所[131]については、発災当初、停電・断水の影響や人手不足により、被災自治体の地域防災計画どおりに開設できない事例が生じた。その後、5 市町 9 か所に開設されたものの、福祉避難所の存在や開設場所を把握していない者がいるとも報じられた[132]。内閣府による「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」は、個別避難計画[133]の作成等を通じて事前に福祉避難所ごとに受入対象者を調整し、福祉避難所等への直接避難を促進することが適当としている[134]。しかし、個別避難計画の作成が遅れている自治体は多く、福祉避難所を必要とする者が利用できていない可能性があると懸念されている[135]。

（5）2 次避難・広域避難

8 月 1 日、金子恭之国土交通大臣（当時）は、2 次避難先として、被災者を受け入れるホテルや旅館等 73 施設（最大 2,200 人規模）を観光庁と熊本県が確保したことを表明した[136]（9 月 17

---

124 「［スキャナー］熊本地震　真夏の避難　対策は途上　停電・断水　冷房ない避難所　体調不良訴え相次ぐ」前掲注(109); 「熊本地震　被災者健康リスク高く　熱中症・感染症　課題」『読売新聞』（西部本社版）2026.8.5; 内閣府「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」2026.8.31, 17:00 現在, p.74. <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/status/pdf/r8kumamoto_jishin_20260831.pdf> 等。

125 非被災自治体に所属する保健師等で構成されるチーム。災害時に災害対応活動を行うことを目的とする。

126 災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組むチーム。

127 「令和 8 年熊本地震における厚生労働省の対応について」（第 11 回令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議・第 1 回令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する関係閣僚会議資料）2026.8.18, p.1. 内閣府ウェブサイト <https://www.bousai.go.jp/updates/r8kumamoto_jishin/pdf/r8kumamoto_jishin_kaigi_11.pdf>

128 「熊本地震　被災者の不安　寄り添う　心のケア　全国から DPAT」『産経新聞』2026.8.6 等。

129 生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下。

130 稲田真治「災害関連死を防ぐ 連携不可欠」『朝日新聞』2026.8.5.

131 一般避難所での生活が困難な高齢者や障害者等の特に配慮が必要な者の利用を想定した避難所で、各市町村が事前に老人福祉施設や障害者支援施設等と協定を結び、災害発生時に開設される。

132 福祉避難所の開設数は、8 月 19 日時点の情報である。「福祉避難所、想定超え」『毎日新聞』2026.9.3; 「被災障害児の安心　守れ」『読売新聞』2026.8.26, 夕刊.

133 高齢者や障害者等、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）ごとに作成される、避難支援等を実施するための計画である。災害対策基本法第 49 条の 14 において、その作成が市町村の努力義務として定められている。

134 内閣府（防災担当）「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」2016.4（2021.5 改定）, p.23. <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf>

135 今回被害の大きかった自治体の個別避難計画作成率は、宇土市は 100%であったものの、氷川町で 53.5%、宇城市で 39.4%、八代市で 26.9%であったと報じられている。「福祉避難所、想定超え」前掲注(132)

136 「熊本地震の被災者に 73 宿泊施設確保　2200 人規模、国交相」『共同通信』2026.8.1.

日時点で県内 217 施設が確保された。）[137]。

熊本県は、宇土市、宇城市、八代市、氷川町の被災者を対象（その後 10 市町まで拡大）としてホテルや旅館などで受け入れるホテル等避難の申請受付を 8 月 3 日から開始した[138]。

しかし、9 月 17 日時点で、ホテル等避難が決定した件数は、申込件数 1,627 件のうち、682 件（約 42%）にとどまる[139]。県が協力を得られたホテルの多くは被災地から離れており、自宅の片付け、通勤、通院等の都合から地元に避難したいという被災者の意向に沿えず、調整に時間を要している。一方、被災エリアに近い宿泊施設は、設備損壊等のため受入体制の整備に時間を要しており、県は自宅周辺にとどまりたい被災者のため、こうした施設に対しても復旧の進捗に応じて協力を求めているとされる[140]。

【執筆者一覧】

Ⅰ　令和 8 年熊本地震の概要		
1　地震の概況	国土交通調査室	遠藤　厚志
2　被害状況	国土交通調査室	遠藤　厚志
Ⅱ　令和 8 年熊本地震における救難及び支援の状況		
1　初動対応	国土交通課	真子　和也
	外交防衛課	福田　　毅
	行政法務課	藤戸　敬貴
2　被災者に対する生活支援等	外交防衛課	福田　　毅
	国土交通調査室	小笠原美喜
	社会労働調査室	堤　　健造
	国土交通課	鈴木　賢一
	行政法務課	岩垣京之介
3　財政支援	財政金融課	竹前　希美
4　中小企業支援	経済産業課	鈴木茉由子
5　防犯活動	行政法務課	藤戸　敬貴
Ⅲ　初動対応等で浮上した課題		
1　大型商業施設における災害対応・防災拠点の安全性		
	経済産業課	鈴木　絢子
	国土交通調査室	小笠原美喜
2　支援物資の滞留	国土交通課	西原　瑞穂
3　災害ボランティアの受入れ・官民連携の在り方	国土交通課	西原　瑞穂
4　猛暑下の避難生活	国土交通課	鈴木　賢一
	社会労働調査室	堤　　健造
	社会労働課	牧野　千春

【責任編集】

総合調査室
国土交通調査室・課

137 熊本県「第 4 回令和 8 年熊本地震復旧・復興本部会議」2026.9.18, p.17. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/281911_899519_misc.pdf>

138 「ホテル避難受け付け開始　八代、宇城など　県、順次拡大へ　令和 8 年熊本地震」『熊本日日新聞』2026.8.4. ホテル等避難は、各市町村の避難所が閉鎖されるまでの間に利用でき、宿泊費は原則公費負担、食費は自己負担、ホテルまでの交通手段は原則自分で確保するという仕組みである。「ホテル等避難のご案内」2026.9.25 更新. 熊本県ウェブサイト <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/208/275618.html>

139 熊本県　前掲注(137)

140 「（2026 年熊本地震）ホテル避難、課題は「遠さ」　申し込み 1000 件超、利用 3 割弱」『朝日新聞』2026.8.21, 夕刊;「熊本地震の 2 次避難希望者、31%決定　辞退は 27%」『日本経済新聞』2026.8.24, 夕刊.